

平成 26 年 4 月 8 日

持続可能な社会保障制度の確立に向けて、  
国民一人ひとりが地域のつながりの中で健康寿命を全うすることを  
推進する議員連盟（ヘルス&コミュニティ(H&C)議連）  
提言書

## 基本理念

昨年成立した社会保障制度改革のプログラム法第2条において、政府は、「個人が自助努力を喚起される仕組み及び個人が多様なサービスを選択することができる仕組みの導入その他高齢者も若者も、健康で年齢等にかかわらず働くことができ、持てる力を最大限に発揮して生きることができる環境の整備等に努める」こととされている。

年齢等にかかわらず健康で生き活きとした人生を全うしたい、これは国民誰しもの願いであり、国民の当然の権利として守られなければならない。健康づくりに向けた取組は、国民一人ひとりの日々の努力を伴うものである。そのためには、国民一人ひとりが「自らの健康は自ら作る」という意識を持ち、具体的行動として一步を踏み出すことが大切である。その際、健康づくりに向けた行動に移ることのできない人や無関心な人への配慮もまた必要である。

個人の健康づくりに向けた意識を喚起し、具体的な取組として一人ひとりがそれぞれの選択のなかで第一步を踏み出すことができるよう、そのきっかけとなるよう、様々なインセンティブを付与することや、一人ひとりがその人なりに、楽しく努力し続けることができるよう、我が国の強みでもあるICTや民間の創意工夫を最大限活用しつつ、多様な選択肢を提供することが必要である。

さらに、こうした意識や行動を持続させるためには、個人を取り巻く企業や保険者、地域社会、あるいは同じ目的を共有する仲間などが、お互いに励まし合い、支え合いながら取組を進めていくことができる、人と人とをむすぶ新たな『縁（コミュニティ）』を創造することも必要であろう。

現在、我が国においては急速に高齢化が進展しており、今後社会保障費の大幅な増加が避けられない状況にある。こうした中、世界に冠たる我が国の社会保障制度の持続可能性を確保し、国民が必要な時に、必要なサービスや給付を適切に受けられるよう、不断の改革を進めていくことが求められる。さらに、こうした改革と相俟って、制度の持続可能性をより高めるとともに、活力ある社会として持続することができるよう、必要な環境整備を進めることも重要である。

議員連盟では、昨年12月の発足以来、このような問題認識の下、プログラム法第2条の趣旨をしっかりと具現化し、年齢や置かれている環境にかかわらず、国民一人ひとりが、自ら選択し、孤立化することなく、生涯を通じ健康で生き生きとした生活を送るための方策について検討してきた。こうした検討を踏まえ、健康増進・予防の観点から、現行の社会保障制度の枠に留まらない超高齢社会における課題解決モデルを構築し、世界に範を示すべく、次の5つの提言を行うものである。

## **提言1 「エイジレスの自助・自立（律）に向けた支援」**

**若者も高齢者も誰もが、健康で働き、生きがいを見つけ、生き生きと人生を送ることができるよう、多様化するライフスタイル・価値観を包容するコミュニティの創造を後押しし、自助・自立（律）を基本としつつも、年齢等にかかわらず相互に助け合う互助・共助の精神を取り戻す。**

### **➤ 「自らの健康は自らが作る」意識と行動の確立に向けた環境・コミュニティの創造**

エイジレスの自立（律）した生活を送るため、自分の健康状態に関心を持ち、そのための努力をすることが必須である。一方、スポーツジムや健康食品など、健康に関連するツールは、一定程度が社会に溶け込んできているものの、その関心は一部に限られている状況にある。加えて、働き盛りの世代を中心に、健康づくりに積極的に取り組むための時間的余裕がないという声も多く聞かれる。

あらゆる人が健康に関心を持ち、健康づくりに取り組みやすい環境を整備するため、薬局やコンビニ等の身近な場所で、薬剤師や管理栄養士等による専門的な支援・アドバイスを受けることができるよう、一人ひとりの思いに寄り添った地域のソーシャルキャピタルを最大限活用した企業や自治体等の取組を支援することが重要である。

そのためには、優れた取組については表彰するなど、全国的な普及・啓発を図る中で国民運動化していくことも重要であり、厚生労働省において実施しているスマート・ライフ・プロジェクトの更なる拡充が求められる。また、糖尿病等の生活習慣病の効果的な予防のため、ホテル・旅館等の地元観光資源を活用した滞在型の保健指導プログラムを開発する等、特定健康診査の結果等を確実かつ効果的な保健指導に結びつけるよう新たな選択肢を提示することも重要である。

### **➤ 幼少期から運動・スポーツに親しみ、規則正しい生活習慣を形成することのできる環境・地域づくり**

生涯を通じた健康づくりを推進するためには、年齢層ごとに運動・スポーツの取組を促進することはもとより、幼少期の運動・スポーツや外遊びの体験による体力等の基盤づく

り、食事、睡眠といった日常生活全般にわたり規則正しい生活習慣づくりが極めて重要である。

そのため、国民全体の健康意識の醸成や体づくりに資するよう、幼児期からの自主的な楽しい運動・遊びの支援、運動・スポーツが苦手・嫌いな子供をつくらない学校指導体制等づくりの支援、小学校期や女子中学生の自主的な運動・スポーツの場や機会の充実、成人や高齢者のスポーツ無関心層に対するスポーツ活動への参加促進、子どもの頃からの規則正しい生活習慣づくりや食育の推進などに、学校や家庭・地域が一体となり取り組み、国民一人ひとりが継続的に運動・スポーツに親しみ、規則正しい生活習慣を形成することのできる環境を創出することが求められる。

### ▶ **高齢期の生きがい、生き生き人生の実現を地域で支えるつながりの構築**

高齢期になっても、誰もが生涯現役で生き活きと活躍できる社会を構築するため、企業における継続的な雇用を促進するとともに、就労、ボランティアなどの社会参加活動、健康づくり活動等に積極的に参加できる環境の整備に向け、地域での取組を支援していくべきである。

また、地域の支え合いの体制づくりを推進し、生き活きとした生活を実現するため、ボランティア等の生活支援・介護予防の担い手の養成・発掘など地域資源の開発などを行うコーディネーターの配置や協議体の設置等を進めることも重要である。介護保険制度の持続性の観点からも、地域の繋がりや充実は重要であるが、その際には、既に多くの自治体で取り組まれている介護支援ボランティアポイントの取組なども参考にした仕組みづくりが求められる。

さらに、郵便局やコンビニ等の民間企業が、自主的に地域に点在する小規模店舗に健康相談、見守り、配食サービスなどの機能や情報を集約し、高齢者を中心とした住民の集い、通いの場とすることも、高齢者の生きがい支援の観点から有効である。あわせて、高齢者の生きがいや継続的な運動、さらに、高齢者の栄養や食環境といった点に係る取組は、超高齢社会の大きな課題となる認知症予防の観点からも有効である。

なお、高齢者の心情に配慮し、例えば「後期高齢者」という名称を再検討することも考えられるのではないかと。

### ▶ **「新たなテレワーク」等の推進によるコミュニティの復活**

職住一体となったテレワーク等働き方の選択肢を広げることは、地域社会やコミュニティと切り離されてきた人々の関心を、地域社会やコミュニティに向かわせることとなり、こうした活動の活性化・多様化に資するものである。このため、「新たなテレワーク」モデルの提示を行うなど、企業がテレワーク制度を導入しやすい環境を整備するとともに、働く側も適正な労働条件のもとで安心してテレワークという働き方を選択できるように

ルールの周知徹底等を図ることが必要である。

### ➤ **健康のまちづくり**

健康づくりに向けた取組を地域で進めていく際には、まちづくりも重要である。自動車等に過度に依存しない、歩いて健康で暮らせるコンパクトなまちづくりの実現を図るため、歩行空間の充実や地域の公共交通のサービス向上等を推進し、歩くことが楽しくなるような「仕掛け」を組み込んだまちづくりに取り組んでいくことが求められる。

## **提言2 「多様なサービスの選択」**

**長寿世界一が達成され、個々人の置かれた状況により求められるサービスも多様化する中、多様な選択肢から、真に健康で生き生きとした人生に必要なサービスや支援を選ぶことの可能な環境を構築する。**

### ➤ **健康に無関心な者の意識向上に向けた環境・コミュニティ創造（再掲）**

### ➤ **個人の健康づくりに向けたインセンティブの喚起**

健康づくりに向けた個人の行動を喚起し、持続して健康づくりに取り組むことができるよう、まずは、健康づくりに向けた意識の向上を図るための環境・コミュニティの創造が大切である。同時に、健康づくりに向けた行動に移ることのできない人や無関心な人も多く見られることから、健康づくりに向けた個人のインセンティブを高めていくことが必要である。

このため、一部の保険者が既に行っている、疾病予防や健康増進に努力した個人へのヘルスケアポイントの付与や現金給付の取組などについて、保険者が積極的に選択して行えるような仕組みを検討すべきである。

### ➤ **健康づくりに対する保険者・企業の問題意識の喚起**

個人の健康づくりに向けた意識を革新し、具体的な取組に繋げていくためのインセンティブとしては、直接、個人に対するものだけでなく、個人を取り巻く環境の働きかけも必要である。

このため、加入者の健康・予防に取り組む保険者へのインセンティブを喚起するものとして、後期高齢者医療に対し各保険者から抛出する現行の制度について、現場の実態もよく踏まえつつ、その在り方について検討することも重要である。また、保険者によるデータを活用した保健事業を推進する中で、ICTも活用しつつ、加入者への健康情報の「見える化」を進め、個人が自らの健康に関心を持つための一助とすることも重要である。

保険者だけでなく、企業が健康を自らの経営課題として位置づけ、積極的に取り組んでいくことも重要である。実際に医療費の削減を実現した企業の取組をさらに推進するため、

費用の削減に応じて企業の負担が軽減されるような何らかのインセンティブ措置を検討する必要がある。併せて、保険者によるデータヘルスと連携しつつ、このような取組の客観性を高めることができるベンチマーク指標の設定や投資対効果の分析等を進め、企業経営層の問題意識を喚起することも重要である。

➤ **高齢期の生きがい、生き生き人生の実現を地域で支えるつながりの構築（再掲）**

➤ **公的年金制度における選択制に向けた取組の推進**

それぞれの人生設計に応じ、年金受給権の範囲内での受給開始年齢と受給額の組み合わせについて最適なものを個人の意思で自由に選択できるよう、50歳代後半の方への年金講座等の機会を通じて自己選択の認識が深まるようにすることや、各人の自己資産を活用して公的年金の開始までのつなぎ資金や開始後の上乗せ資金が得られるようにすることについて、検討すべきである。

**提言3 「積極的な民間活用」**

医療・介護といった公的保険により対応している分野に加え、その周辺にある健康・予防等のサービス産業は、今後、成長が期待される分野の1つである。我が国が世界に先駆けて超高齢社会を迎えるに当たり、健康・予防等の分野で創意工夫をこらした新しい産業を生み出すことで、我が国経済の発展に大きく貢献するとともに、世界に超高齢社会の範を示す。

➤ **健康・予防サービス産業の育成**

健康・予防サービス産業の育成のためには、公的保険外サービスが、自律的にかつ地域レベルでも成長できるような環境整備や支援を行うことが重要である。このためには、グレーゾーン解消制度などを活用し、事業者が公的保険外の健康・予防等サービスを実施しようとした場合に、関連法の規制の適用範囲が不明確な部分の解消を図ることが有効である。

さらには、これらの健康・予防等サービスがエビデンスに基づき健全に成長・普及していくよう、民間の知見や能力を活用した、例えば第三者認証制度のような品質確保の仕組み構築を支援していくことが重要である。また、地域における産業としての成長を促すために、医療関係者と民間事業者や自治体が協力して新たなビジネスモデルを確立していくための実証事業（例えば、医・農・商・工の連携モデル）や、中小企業を中心とする資金調達の仕組みづくり、さらにはアクティブシニアの活用などによる人材の育成についても検討を進めることが重要である。

## ▶ 日本発「長寿ブランド」の世界進出

先進国のみならず新興国においても、高齢化の進展に伴い、生活習慣病患者が増大しており、日本の超高齢社会への対応に注目が集まっている。一方、こうした高齢化の進展は、我が国において、健康長寿を全うすることのできる環境が整備されてきたことの結果でもある。このため、日本の優れた医療・介護サービス、健康・予防等サービス、保険制度や健診制度などを、国際的にも通用する健康・予防サービスとして体系化し、これを日本の長寿ブランドとして確立して世界に展開していく。これにより、同じ課題を抱える国々への貢献のみならず、グローバル競争の中でこれらのサービスが我が国の地域社会・産業においてさらに成長・発展し、国民の健康長寿の充実につながることを期待される。

## 提言4 「ICTの活用」

これまでの健康づくりに関し自助努力を促す取組は、比較的健康意識の高い人を中心とした小規模なものが多く、具体的な効果に繋がりにくいことから健康づくりに対する「無関心層」へのアプローチが必要である。

このため、「無関心層」の気づきや行動変容を促すためのツールとして、ICTを活用し、健康づくりに関する各取組において収集・蓄積される健康情報を医療・介護情報等とも有機的に連動させることにより、データに基づく効果的・効率的なサービスの提供を可能とする健康モデルを確立することが重要である。また、個人について、生涯にわたって特定できるマイナンバー制度の活用により、必要なときに必要なサービスが提供されるような体制の整備も必要である。

## 提言5 「国民一人ひとりが地域のつながりの中で健康寿命を全うするための

### 環境整備等を総合的に推進するための法整備の検討」

今後の急速な高齢化の進展に対応するため、従来型の社会保障制度の枠組みにとらわれず、産業政策、交通や住環境政策、地域コミュニティ政策、働き方の見直し、積極的なICT利活用など、分野横断的な取り組みにより、自助・自立（律）の健康づくりのための行動やや共助・互助の精神の具現化など、国民一人ひとりが地域のつながりの中で健康寿命を全うするための環境整備等を総合的に図るための取組について、政府一体となって推進するための法整備の検討を行う。